
海陽町
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月
海陽町

「障がい」の表記について

本計画では、「障害者」などの「害」の字について、可能な限りひらがなで表記します。

これは、障がいのある方は、「障がい」が本人の意志でない、生来のもの、病気・事故などに起因するものであることから、その人を表すときに少しでも不快感を与えないよう、また人権尊重の観点からも好ましくないという考え方に基づいています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞についてはひらがなで表記せずに、「害」の字で表記します。

このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表記となっています。

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の背景..... | 1 |
| 第2節 第7期及び第3期計画における国の基本指針 | 2 |
| (1) 本計画の国の基本指針について..... | 2 |
| (2) 国の第5次障害者基本計画について | 3 |
| 第3節 計画の位置付け | 4 |
| (1) 法的な位置づけ..... | 4 |
| (2) 各種計画との関係..... | 4 |
| 第4節 計画の期間 | 5 |
| 第2章 計画の基本方向 | 6 |
| 第1節 計画の基本理念..... | 6 |
| 第2節 障がい福祉サービス基盤整備の方針 | 7 |
| (1) 安心して地域生活を送るための支援..... | 7 |
| (2) 障がいのある人の社会参加の促進 | 7 |
| (3) ライフステージに応じた切れ目のない支援..... | 7 |
| 第3章 障がい福祉計画..... | 8 |
| 第1節 第7期計画における成果目標 | 8 |
| (1) 施設入所者の地域生活への移行等..... | 8 |
| (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 9 |
| (3) 地域生活拠点等が有する機能の充実..... | 10 |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行等 | 11 |
| (5) 相談支援体制の充実・強化等 | 12 |
| (6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 | 13 |
| 第2節 障がい福祉サービスの見込み量と確保策 | 14 |
| (1) 訪問系サービス..... | 14 |
| (2) 日中活動系サービス | 15 |
| (3) 居住系サービス..... | 17 |
| (4) 相談支援..... | 18 |
| (5) 発達障がい者等に対する支援..... | 19 |
| (1) 必須事業..... | 20 |
| (2) 任意事業..... | 27 |
| 第4節 権利擁護支援事業の見込み量と確保策 | 28 |
| 第4章 障がい児福祉計画 | 30 |
| 第1節 第3期計画における成果目標 | 30 |
| (1) 障がい児支援体制の整備等 | 30 |
| (2) 医療的ニーズへの対応 | 31 |

| | |
|--|----|
| 第2節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策 | 33 |
| (1) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等の推進..... | 33 |
| 第5章 計画の推進に向けて | 35 |
| (1) 庁内連携体制の整備..... | 35 |
| (2) 住民・事業者・地域等との協働の推進 | 35 |
| (3) 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施 | 35 |
| (4) 計画の達成状況の点検及び評価..... | 35 |

第 1 章 計画の策定にあたって

第 1 節 計画策定の背景

国の福祉政策は「障害者基本法」の理念を基本として進められ、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、市町村に対して「市町村障害福祉計画」の作成が義務づけられました。「障害者自立支援法」は平成 25年に改正され「障害者総合支援法」とされた後、平成30年に「児童福祉法」とともに改正されてきました。平成30年の改正では、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われるとともに専門機関が有機的な連携を図り、多様化する障がい児支援のニーズにきめ細かく対応することを定めた「障がい児福祉計画」の策定を義務付けられました。

この他、平成30年には文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者文化芸術推進法」が施行、また、令和4年には障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、多様な領域で障がい福祉の充実に係る法整備とサービスの整備・充実が求められています。

また、認知症や知的障がい、その他精神上的障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題となったことから、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法、平成 28 年法律第 29 号）」が施行されました。

この法律では成年後見制度の利用の促進のために市町村の取組が不可欠であることから、同法律第 14 条において、市町村は国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めることとされています。

こうした国の動向を受けて、海陽町（以下、本町）では、平成 18 年度に「第 1 期障がい福祉計画」を策定して以来、3 年毎に改定を行い、平成 30 年 4 月の「第 5 期障がい福祉計画」への改定時には、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体的に計画を策定、「第 6 期障がい福祉計画」策定時には、成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援の仕組みづくりを進めるため、障がい福祉分野における「成年後見制度利用促進基本計画」と合わせて一体的に策定することで、これまで計画的な施策の推進につとめてきました。

この度、「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」が計画期間の終了を迎えたことから、国の法改正や障がいのある人を取り巻く社会環境の変化を踏まえて、それぞれ「第 7 期計画」及び「第 3 期計画」へ改定しました。

第2節 第7期及び第3期計画における国の基本指針

(1) 本計画の国の基本指針について

本計画は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）を踏まえ策定します。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■ 基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会における事例検討会議の実施回数等の成果目標の設定

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(2) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨も踏まえ策定します。

■ 障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

① 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

② 基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③ 社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）

④ 各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤ 施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容（11の分野）

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興

第3節 計画の位置付け



(1) 法的な位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」と、「児童福祉法」第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するもので、障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業ならびに障がい児通所支援、障がい児相談支援等のサービスの必要量及び必要量確保のための方策を定める計画です。

また合わせて、本計画は、「成年後見制度利用促進法」第 14 条に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために作成する、障がい福祉分野における「市町村成年後見制度利用促進基本計画」としても位置づけています。

●「市町村障害福祉計画」

障害者総合支援法第 88 条の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

●「市町村障害児福祉計画」

児童福祉法第 33 条の規定に基づき、障がい児福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

●「市町村成年後見制度利用促進基本計画」

成年後見制度利用促進法第 14 条の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画。

(2) 各種計画との関係

本計画は、本町が策定している「海陽町障がい者計画」と相互性が保たれたものとし、上位計画である「海陽町総合計画」や「海陽町地域福祉計画」をはじめ、本町の福祉関連計画（「海陽町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「海陽町子ども・子育て支援計画」等）や、その他の計画とも整合性を図ります。

第4節 計画の期間



本計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3か年とします。ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 障がい福祉計画 | | 第6期 | | | 第7期 | |
| 障がい児福祉計画 | | 第2期 | | | 第3期 | |
| 成年後見制度 利用促進 基本計画 | | 第1期 | | | 第2期 | |

第2章 計画の基本方向

第1節 計画の基本理念



本計画は、「海陽町障がい者計画」の基本理念を継承するとともに、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法の理念に基づき、計画の推進を図ります。

海陽町障がい者計画の基本理念

「ともに暮らしを支えあう 自分らしい暮らしをかなえるまちへ」

障がいのある人々の暮らしは、障害者総合支援法の施行により、「自立」と「社会参加」を目指し、新たな方向へと進むことになりました。

これからの障がい者福祉は、ノーマライゼーションとリハビリテーションの考えのもと、障がいのある人が社会の中で孤立せずに、本人の「自己選択」「自己決定」が最大限に尊重され、能力や個性を最大限に発揮できる場、生きがいを創造できる社会環境づくりが求められています。

本町では「海陽町総合計画」において、「障がい者が地域で安心して生活するためには、保健・医療や保育・教育、就労、生活支援などの様々な生活基盤の充実が必要です。総合的かつ専門的な相談体制づくりや障がいを持つ子どもを支援する体制、障がい者の就労や社会参加を支援する施策を展開します。」と、めざす方向性を記しています。

地域でともに暮らし、みんなで支えあいながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまちとなるよう、障がいへの理解と支えあいの町民意識を醸成し、支援体制や生活環境の充実を目指します。

第2節 障がい福祉サービス基盤整備の方針

障がい福祉サービスの提供体制については、見込み量確保のための方策に加えて、障がいのある人の地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取り組みなどの施策展開が求められているため、次の方針のもと計画を進めます。

(1) 安心して地域生活を送るための支援

- ◆ 障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、利用者のニーズの把握に努め、相談支援体制の強化や、障がい福祉サービスの充実、各サービスに関する周知・わかりやすい情報提供に努めます。
- ◆ 障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、住民の理解と協力を得られるような相互理解や啓発活動、意思疎通支援の向上に取り組みます。
- ◆ 障がい等により判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の利用促進や相談・支援体制の充実・強化を図ります。

(2) 障がいのある人の社会参加の促進

- ◆ 一人ひとりの適性と能力に応じて、可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。
- ◆ 障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、移動支援の充実などに取り組みます。

(3) ライフステージに応じた切れ目のない支援

- ◆ 障がいのある子どもの成長を支えていくために、保健・医療・福祉・教育、就労などの連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備に努めます。
- ◆ 障がいのある人やその家族の高齢化に対応できるよう、高齢者福祉・介護分野との情報共有や連携を図ります。

第3章 障がい福祉計画

第1節 第7期計画における成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行等

本町の令和4年度末時点での施設入所者は29人です。

施設入所者の地域生活への移行について、本町には地域での生活が困難で施設入所を不可欠とする重度の障がい者が一定数いることを鑑みると、国指針に基づく成果目標は達成が極めて困難であると考えています。

よって、第7期計画における本町の目標値については現状を勘案し、施設入所者の地域生活への移行者数については1人、施設入所者数については28人として設定します。

| | 説明 | 数値 |
|-----|-------------------------|-----|
| 基準値 | 令和4年度末施設入所者数 | 29人 |
| 目標値 | ①施設入所者の地域生活移行者数（令和8年度末） | 1人 |
| 目標値 | ②施設入所者数（令和8年度末） | 28人 |

| | |
|--------|---|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none">●地域移行者数：令和4年度末施設入所者の6%以上●施設入所者数：令和8年度末施設入所者数を、令和4年度末時点から5%以上削減 |
|--------|---|

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い等が包括的に確保された支援体制を構築するものです。

そのためには、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障がい福祉・介護事業者が、精神障がいの程度に関わらず対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、サービス事業者、市町村などの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要となります。

本町は、海部郡の他二町（美波町・牟岐町）との広域で、「障害者自立支援協議会」等の既存の保健・医療・福祉関係機関によるネットワークを活用して、各関係機関の役割分担及び連携を強化し、精神障がい者にも対応した地域包括ケア体制を構築します。

| | 説明 | 数値 |
|-----|--------------------------------------|-------|
| 目標値 | 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数 | 年 1 回 |
| 目標値 | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 年 1 回 |
| 目標値 | 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加者数 | 29人 |
| | うち、保健関係者 | 2人 |
| | うち、医療（精神科）関係者 | 1人 |
| | うち、医療（精神以外）関係者 | 3人 |
| | うち、福祉関係者 | 17人 |
| | うち、介護関係者 | 4人 |
| | うち、当事者 | 0人 |
| | うち、当事者の家族等 | 2人 |

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ●精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上 ●精神病床における早期退院率：入院後 3 ヶ月時点 68.9%以上 入院後 6 ヶ月時点 84.5%以上 入院後 1 年時点 91.0%以上 |
|--------|--|

(3) 地域生活拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点とは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するものです。

本町では、海部郡の他二町（美波町・牟岐町）との広域で、「障害者自立支援協議会」等の既存の保健・医療・福祉等関係機関によるネットワークを活用して、各関係機関の役割分担及び連携を強化し、地域生活支援拠点に必要な機能を確保する「面的整備型」の体制を構築します。

また、地域生活支援拠点等が備える機能の充実に向け、運用状況を毎年検証・検討します。

| | 説明 | 数値 |
|-----|--------------------------|-------|
| 目標値 | 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討回数 | 年 1 回 |
| 目標値 | 強度行動障がい有者へのニーズ把握と支援体制の整備 | 実施 |

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備。（複数市町村による共同整備を含む。） ● コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ● 8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。 |
|--------|--|

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

| | 説明 | 数値 |
|-----|--|-----|
| 基準値 | 令和3年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型）を利用して一般就労した人数 | 1 人 |
| 目標値 | 令和8年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A・B 型）を利用して一般就労する人数 | 1 人 |
| | うち、生活介護を利用して一般就労する人数 | 0 人 |
| | うち、自立訓練（機能訓練）を利用して一般就労する人数 | 0 人 |
| | うち、自立訓練（生活訓練）を利用して一般就労する人数 | 0 人 |
| | うち、就労移行支援を利用して一般就労する人数 | 1 人 |
| | うち、就労継続支援 A 型を利用して一般就労する人数 | 0 人 |
| | うち、就労継続支援 B 型を利用して一般就労する人数 | 0 人 |
| 目標値 | 令和8年度末における就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合 | 50% |

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 就労移行支援事業等利用者の一般就労への移行者数 : 令和3年度実績の 1.28 倍以上 うち、就労移行支援利用者の一般就労への移行者数 : 1.31 倍以上 うち、就労継続支援 A 型利用者の一般就労への移行者数 : 1.29 倍以上 うち、就労継続支援 B 型利用者の一般就労への移行者数 : 1.28 倍以上 ● 就労移行支援事業等利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所 : 就労移行支援事業所の 5 割以上 |
|--------|--|

② 就労定着支援の利用者数

| | 説明 | 数値 |
|-----|---|-----|
| 基準値 | 令和3年度において、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 | 1人 |
| 目標値 | 令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援の利用者数 | 1人 |
| 目標値 | 令和8年度末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合 | 25% |

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 就労定着支援の利用者数 ：令和3年度実績の 1.41 倍以上 ● 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 |
|--------|--|

(5) 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

相談支援では、障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携が重要になります。

本町では、海部郡の他二町（美波町・牟岐町）及び那賀町との広域で、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施や、専門的な指導・助言等により相談支援体制の強化に向けた取り組みを進めています。

| | 説明 | 数値 |
|-----|------------------------------|------|
| 目標値 | 総合的・専門的な相談支援体制の有無 | 有 |
| 目標値 | 相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 年1回 |
| 目標値 | 地域の相談機関の人材育成の支援件数 | 年1件 |
| 目標値 | 地域の相談機関と連携強化の取組の実施回数 | 年12回 |

| | 説明 | 数値 |
|-----|----------------|----|
| 目標値 | 基幹支援センターの設置 | 実施 |
| 目標値 | 主任支援相談員の配置 | 実施 |
| 目標値 | 協議会の設置 | 実施 |
| 目標値 | 地域サービス基盤の開発・改善 | 実施 |

| | |
|--------|--|
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和 8 年度末までに、基幹相談支援センターを設置する ● 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う |
|--------|--|

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスが多様化し、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要な障がい福祉サービスの提供を行うことが重要です。

本町では、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

| | 説明 | 数値 |
|--------|--|--------|
| 目標値 | 意思決定支援体制の充実（障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発） | 実施 |
| 目標値 | 都道府県等が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加人数 | 2 人 |
| 目標値 | 障害者自立支援審査支払システムによる審査結果等を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数 | 年 12 回 |
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none"> ● 令和 8 年度末までに、サービスの質向上のための体制を構築する。 | |

第2節 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

障がいのある人が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、地域生活への移行を推進する観点から、利用ニーズに応じたサービス量の確保が重要となります。障がいのある人やその家族の高齢化に対応できるよう、サービス提供事業者及び高齢者福祉・介護分野との情報共有や連携を図り、効率的・効果的なサービス提供基盤の確保に努めます。また、利用ニーズが計画値を上回る場合は、障がい者やその家族が困ることのないよう、適切かつ柔軟なサービス提供の実施に努めます。

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|--------------|---|
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|---------|------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問系サービス | 人/月 | 11 | 9 | 9 | 7 | 6 | 5 |
| | 時間/月 | 107 | 106 | 95 | 88 | 75 | 63 |

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、日中活動の場、社会参加の場、地域生活や就労に向けた訓練の場となるとともに、居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することが可能であるなど、多様な利用ニーズへの対応が必要となります。

サービス提供基盤については、近隣市町との連携も図りながら、必要なサービス量の確保に努めます。また、利用ニーズが計画値を上回る場合は、障がい者やその家族が困ることのないよう、適切かつ柔軟なサービス提供の実施に努めます。

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|----------------|--|
| 生活介護 | 常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 身体に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 知的または精神に障がいがあり、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 就労を希望する人に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 |
| 就労継続支援 A 型 | 一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 |
| 就労継続支援 B 型 | 一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。 |
| 就労選択支援 【新規】 | 障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。 |
| 就労定着支援 | 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。 |
| 療養介護 | 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。 |
| 短期入所 | 家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設にて、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|----------------|------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 生活介護 | 人/月 | 38 | 37 | 38 | 38 | 38 | 38 |
| | 人日/月 | 805 | 801 | 811 | 823 | 823 | 823 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就労移行支援 | 人/月 | 3 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 人日/月 | 67 | 83 | 111 | 111 | 111 | 111 |
| 就労継続支援 A型 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日/月 | 18 | 26 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 就労継続支援 B型 | 人/月 | 8 | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 人日/月 | 160 | 184 | 217 | 217 | 217 | 217 |
| 就労選択支援 【新規】 | 人/月 | | | | | 1 | 1 |
| | 人日/月 | | | | | 1 | 1 |
| 就労定着支援 | 人/月 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 療養介護 | 人/月 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 短期入所 (福祉型) | 人/月 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日/月 | 3 | 6 | 32 | 40 | 40 | 40 |
| 短期入所 (医療型) | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(3) 居住系サービス

障がいのある人の地域生活への移行を進めるために、近隣市町との連携による圏域でのサービス提供体制の確保を図ります。また、利用ニーズが計画値を上回る場合は、障がい者やその家族が困ることのないよう、適切かつ柔軟なサービス提供の実施に努めます。

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|---------------------|--|
| 自立生活援助 | 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 地域で共同生活を営む人に、住居の相談や日常生活上の援助を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|------------|-----|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自立生活援助 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち精神障がい者) | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助 | 人/月 | 13 | 14 | 18 | 20 | 22 | 25 |
| (うち精神障がい者) | 人/月 | 5 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 |
| 施設入所支援 | 人/月 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 |

(4) 相談支援

計画相談支援は、障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者が適切にサービスを受けるため、地域移行支援や地域定着支援については、施設等から地域へ移行を進めるために必要なサービスです。相談支援事業所やサービス事業者と連携して、支援に必要な体制を確保します。また、利用ニーズが計画値を上回る場合は、障がい者やその家族が困ることのないよう、適切かつ柔軟なサービス提供の実施に努めます。

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|--------|---|
| 計画相談支援 | 障がいのある人の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用計画の作成を行います。 |
| 地域移行支援 | 施設入所者または精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための相談等の支援を行います。 |
| 地域定着支援 | 単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急の事態にも対応できる相談等の必要な支援を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|------------|-----|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画相談支援 | 人/年 | 133 | 148 | 228 | 228 | 228 | 228 |
| 地域移行支援 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち精神障がい者) | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| (うち精神障がい者) | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(5) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者（児）の早期発見・支援には、その家族の理解と協力が不可欠となります。保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障がい者（児）及びその家族に対する支援体制を構築することが必要です。今後のニーズ等を踏まえ、必要性等が高い事業については実施を検討するとともに、身近な地域でサービスが受けられるよう、近隣町との広域実施、県や関係機関等との連携による圏域でのサービス提供体制の確保に努めます。

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|------------------------|--|
| ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム | 発達障がいの子どもの保護者等が子どもとの関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消できるよう保護者向けのトレーニングやプログラムを行います。 |
| ペアレントメンター | 発達障がいの子を育てた保護者等が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対して相談支援や情報提供を行います。 |
| ピアサポートの活動 | 発達障がいの子どもの保護者が集まる場において、保護者同士が日常の子育ての困りごと等を相談し、支え合える活動を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-------------------------|-----|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ペアレントメンター | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ピアサポートの活動 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

第3節 地域生活支援事業の見込み量と確保策

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が主体となり実施する事業です。

事業は必須事業と任意事業に区分されており、これまでの実績や各サービスのニーズ等を踏まえ、今後も必須事業で未実施の事業や、任意事業でも必要性等が高い事業については、実施を検討していきます。また、本町単独での実施が困難な事業については、できるだけ身近な地域でサービスが受けられるよう、近隣町との広域実施、相談支援事業所・サービス提供事業者等との連携による圏域でのサービス提供体制の確保に努めます。

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|-------------|--|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域の住民等に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 検討 | 検討 | 検討 |

② 自発的活動支援事業

■サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|-----------|---|
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人、その家族、地域住民等が地域で自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）の支援を行います。 |

■サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-----------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 検討 | 検討 | 検討 |

③ 相談支援事業

■サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 障害者相談支援事業 | 障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行や地域における生活支援を行います。 |
| 基幹相談支援センター事業 | 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者に対する総合的・専門的な相談支援や、地域移行・定着への取り組み、地域の相談支援体制の強化、障がい者の虐待防止・権利擁護の取り組みを行います。 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを行います。 |
| 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) | 一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。 |
| 地域自立支援協議会 | 障害者相談支援事業を効果的に実施するために、3 障がいに対応した地域自立支援協議会を海部郡 3 町（本町・牟岐町・美波町）で共同設置し、関係機関とのネットワークの強化を図ります。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-------------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害者相談支援事業 | 事業所数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 基幹相談支援センター事業 | 設置の有無 | 無 | 無 | 無 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 住宅入居等支援事業 | 実施の有無 | 無 | 無 | 無 | 検討 | 検討 | 検討 |
| 地域自立支援協議会 | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

④ 成年後見制度利用支援事業

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|--------------|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | <u>成年後見制度の利用について必要となる経費（登記手数料、鑑定費用、成年後見人報酬等）の助成を行います。</u> |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------------|-----|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|----------------|--|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|----------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

⑥ 意思疎通支援事業

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|------------------|---|
| 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業 | 視聴覚障がい者支援センター等の協力のもと、海部郡3町による共同事業として、手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等の意思疎通の支援を行います。 |
| 手話通訳者設置事業 | 手話通訳者を設置し、聴覚障がい等の意思伝達の仲介を行います。 |
| 遠隔手話通訳サービス事業 | 視聴覚障がい者支援センター等の協力のもと、海部郡3町による共同事業として、病院の受診等に際し、タブレット等通信機器を用いた遠隔での手話通訳を行い、聴覚障がい等の意思疎通の支援を行います。 |
| 代筆サポーター派遣事業 | 海部郡3町による共同事業として、代筆サポーターを派遣し、聴覚障がい者等への代筆支援を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|----------------------|-----------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話通訳者・要約 筆記者等派遣事業 | 派遣 回数 | 3 | 3 | 47 | 47 | 47 | 47 |
| | 実人数 | 3 | 3 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 手話通訳者設置 事業 | 設置の 有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 遠隔手話通訳サ ービス事業 | 実施の 有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |
| 代筆サポーター派 遣事業 | 派遣 回数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑦ 日常生活用具給付等事業

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|-------------|--|
| 日常生活用具給付等事業 | 障がいのある人に、日常生活上の便宜を図るための用具の給付や貸与を行います。 |
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練用いす、訓練用ベッド等 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具、浴槽、特殊便器、頭部保護帽、T字状・棒状つえ、移動・移乗支援用具、火災報知器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置等 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加湿器、ネブライザー（吸入器）電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計・体重計・血圧計、パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器等 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読み上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書等 |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具、紙おむつ等 |
| 居宅生活動作補助用具 | 屋内移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|----------------------|-----|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 介護・訓練支援用具 | 件/年 | 6 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 自立生活支援用具 | 件/年 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 在宅療養等支援用具 | 件/年 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件/年 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 排泄管理支援用具 | 件/年 | 451 | 433 | 386 | 442 | 442 | 442 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修) | 件/年 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※排泄管理支援用具は1ヶ月分を1件とカウントする。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|--------------|---|
| 手話奉仕員養成研修等事業 | 海部郡3町による共同事業として、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得し、聴覚障がい者等の意思疎通の支援者として期待される手話奉仕員の養成研修等を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------------|------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 手話奉仕員養成研修等事業 | 修了者数 | 16 | 21 | 20 | 20 | 20 | 20 |

⑨ 移動支援事業

■サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|--------|-----------------------------------|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行います。 |

■サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|---------|------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 移動支援事業個 | 人/月 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 別型 | 時間/年 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

⑩ 地域活動支援センター事業

■サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|--------------|---|
| 地域活動支援センター事業 | 障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行います。 |

■サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------------|------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 地域活動支援センター事業 | 箇所 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 利用者数 | 14 | 14 | 15 | 16 | 16 | 17 |

(2) 任意事業

本町では現在、以下の事業を実施していますが、利用者のニーズに応じて必要性の高い事業については、実施を検討していきます。

■サービスの概要

| 区分 | サービス名 | 内容 |
|--------|--------------------|---|
| 日常生活支援 | 福祉ホーム運営事業 | 家庭環境や住宅事情等の理由で、家族との同居や住居の確保が困難な障がいのある人（常時の介護や医療を必要とする場合を除く）に対し、低料金を居室やその他設備の提供を行います。 |
| | 訪問入浴サービス事業 | 訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を行います。 |
| | 生活訓練等事業 | 日常生活上必要な訓練や指導等を行います。 |
| | 日中一時支援事業 | 家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある人の日中における活動の場の提供を行います。 |
| | 巡回支援専門員整備事業 | 発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設等への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がいのある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。 |
| 社会参加支援 | レクリエーション活動等支援事業 | レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等の充実を図り、障がい者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会などの開催支援を行います。 |
| | 点字・声の広報等発行事業 | 文字による情報入手が困難な人のために、町の広報、各種障がい者関係事業の紹介、生活情報等を点訳、音声訳その他障がいのある人に分かりやすい方法により、提供を行います。 |
| | 奉仕員養成研修等事業 | 点訳又は音声訳に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、音声訳奉仕員等の養成研修等を行います。 |
| | 自動車運転免許取得・改造費用助成事業 | 自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 |

第 4 節 権利擁護支援事業の見込み量と確保策



本町では、障がいにより判断能力が十分でない方を支援するため、中核機関（権利擁護センター）を中心とした地域連携ネットワークを構築し、効率的・効果的なサービス提供体制の確保に努めます。

① 成年後見制度の市町村長申立

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|---------------|--|
| 成年後見制度の市町村長申立 | 成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、本人や親族が申立を行うことが困難な場合や虐待事案の場合等、特に必要と認められる場合は、町長が家庭裁判所に法定後見開始の審判の申し立てを行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|---------------|-----|---------|---------|------------------|---------|---------|---------|
| | | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 (見込み) | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| 成年後見制度の市町村長申立 | 件/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

② 日常生活自立支援事業

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|------------|---|
| 日常生活自立支援事業 | 判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援を行います。 |

■ サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|------------|-----|---------|---------|------------------|---------|---------|---------|
| | | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 (見込み) | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 |
| 日常生活自立支援事業 | 人/年 | 14 | 12 | 14 | 13 | 13 | 13 |

③ 成年後見制度利用支援事業（再掲）

■サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|--------------|--|
| 成年後見制度利用支援事業 | 成年後見制度の利用について必要となる経費（登記手数料、鑑定費用、成年後見人報酬等）の助成を行います。 |

■サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|--------------|-----|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人/年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④ 成年後見制度法人後見支援事業（再掲）

■サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|----------------|--|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。 |

■サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|----------------|-------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

第4章 障がい児福祉計画

第1節 第3期計画における成果目標

(1) 障がい児支援体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練を行う児童発達支援センターについて、身近な地域で支援を受けることができるよう、近隣市町との連携による圏域でのサービス提供体制の構築を推進します。

| | 説明 | 数値 |
|--------|---|-----|
| 目標値 | 児童発達支援センターの設置箇所数 | 1箇所 |
| 目標値 | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 整備 |
| 目標値 | 医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場 | 設置 |
| 目標値 | 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 配置 |
| 国の基本指針 | <ul style="list-style-type: none">● 8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 (市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可)● 8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 (市町村の単独設置が困難な場合は圏域の設置も可)● 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。 | |

② 保育所等訪問支援の利用体制整備

障がい児の身近な地域で保育所等訪問支援を実施するなどにより、地域の保育・教育等の支援を受けることができるよう、近隣市町との連携による圏域でのサービス提供体制を構築し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

| | 説明 | 数値 |
|--------|------------------------------------|-----|
| 目標値 | 保育所等訪問支援事業の実施 | 1箇所 |
| 国の基本指針 | ●障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 | |

（２）医療的ニーズへの対応

① 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援が受けられるよう、近隣市町との連携による圏域でのサービス提供体制の確保・充実を図ります。

| | 説明 | 数値 |
|-----|---------------------------------|-----|
| 目標値 | 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 1箇所 |
| 目標値 | 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 1箇所 |

| | | |
|--------|---|--|
| 国の基本指針 | ●重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所設置数：1箇所以上 | |
|--------|---|--|

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

人工呼吸器を装着している障がい児や医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が適切な支援を受けるには、多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につながるよう関係機関による協議の場の設置が不可欠です。

本町では、海部郡の他二町（美波町・牟岐町）との広域で設置し、地域における課題の整理や地域資源の開発等の取り組みも進めています。

| | 説明 | 数値 |
|-----|-------------------|-----|
| 目標値 | 関係機関による連携・協議の場の設置 | 1箇所 |

| | |
|--------|---|
| 国の基本指針 | ●保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける |
|--------|---|

③ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

関係機関の協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための中核的な役割を担うコーディネーターの配置を進めています。

| | 説明 | 数値 |
|-----|------------------------|-----|
| 目標値 | 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 1箇所 |

| | |
|--------|--------------------------|
| 国の基本指針 | ●医療的ケア児等に関するコーディネータを配置する |
|--------|--------------------------|

第2節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策



訪問系サービスをはじめ、障がい者・障がい児で共通する障害者総合支援法のサービスについては、第3章の「障がい福祉計画」に障がい児も含まれています。

ここでは児童福祉法の障がい児福祉サービスの令和6年度から令和8年度までの各年度におけるサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込み量を確保するための方策を定めます。

(1) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等の推進

障がい児に対する支援については、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援（児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）と障がい児相談支援が実施されています。

本町では、これまでに実施してきた事業の実績や各サービスに対するニーズ等を踏まえ、身近な地域で支援が受けられるよう、近隣市町、相談支援事業所、サービス提供事業者等との連携による圏域でのサービス提供体制の確保を図ります。

また、利用ニーズが計画値を上回る場合は、障がい児及びその保護者が困ることのないよう、柔軟かつ適切なサービス提供の実施に努めます。

■ サービスの概要

| サービス名 | 内容 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学中の障がい児に、放課後や夏休等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の放課後等の居場所の提供を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等を利用中の障がい児が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。 |
| 障害児相談支援 | 障がい児の心身の状況や環境、サービス利用等の意向を聞き取り、その人に合ったサービス利用計画の作成を行います。 |

■サービス量の見込み

| サービス名 | 単位 | 実績 | | | 見込み | | |
|-----------------|------|-------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 (見込み) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 児童発達支援 | 人/月 | 2 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 人日/月 | 3 | 16 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 居宅訪問型児童 発達支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 放課後等 デイサービス | 人/月 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 人日/月 | 3 | 9 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 保育所等訪問支援 | 人/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日/月 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 人/年 | 5 | 12 | 21 | 21 | 21 | 21 |

第5章 計画の推進に向けて

(1) 庁内連携体制の整備

庁内において、関係各課による情報共有や協議の場を設け、全庁的な体制のもとで本計画の進捗状況や関連情報の把握を行い、円滑な計画の推進を図ります。

(2) 住民・事業者・地域等との協働の推進

障がい者団体等の地域組織、サービス提供事業者等の福祉関係者、教育機関、保健、医療機関等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

(3) 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心感を得ることができるような相談・支援体制等の充実を図っていきます。

(4) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、P D C A（計画策定—推進—評価—見直し）のサイクルを障がい福祉計画等に導入するように示されています。

そのため、本計画も各施策の実施状況等について、進捗管理を行っていきます。

海 陽 町

第 7 期 障がい福祉計画

第 3 期 障がい児福祉計画

令和 6 年 3 月 発行

発行者 海陽町 長寿福祉人権課

〒775-0395

徳島県海部海陽町奥浦字新町 44 番地

電話:0884-73-4312 FAX:0884-73-3880